

## 新型コロナウイルス感染症と労働法

～問題事例について、法令・裁判例等に基づき解説します～

主催 (一社)新宿労働基準協会(幹事) (一社)三田労働基準協会

新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民生活や経済活動を制約するとともに、労働環境に大きな影響を与え、様々な労働問題を発生させています。

感染症の拡大以降、特に問題となっている事例や課題について、法令・裁判例等に基づき、労働法等企業法務に詳しい弁護士が解説します。

1 日時 2020年11月11日(水) 14:00～16:30 開場13:30

2 場所 「BIZ新宿 3階研修室A」  
新宿区西新宿6-8-2 (裏面案内図参照)

3 内容

- ・経営環境の悪化と整理解雇・雇止め・採用内定の取消し
- ・時差出勤・テレワークと就業規則等の社内手続
- ・各企業で行っている感染症対策と安全配慮義務、コロナに関する労災認定

4 講師 弁護士法人 ALG&Associates 執行役員・弁護士 家永 勲 氏  
【プロフィール】

立命館大学法科大学院卒業、東京弁護士会所属

企業法務全般の法律業務を得意とし、使用者側の労働審判、労働関係訴訟の代理人を務める等、企業側の紛争及び予防法務に主として従事している。

企業法務におけるトラブルへの対応とその予防策に関するセミナーのほか、最新の法改正に即したセミナーや執筆も多数行っている。

5 定員 45名

6 受講料 会員 4,000円、 会員以外の方 6,000円 (資料代・消費税込み)

7 申込方法等

①受講申込書：裏面の申込書により、三田労働基準協会あてFAXしてください。

②申込受付と受講料の振込：受講可能の場合は受付番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者あてFAX返信いたします。受講料は11月2日までに次の銀行口座にお振込ください(振込手数料はご負担ください)。

銀行：三菱UFJ銀行 田町支店 口座：普通預金0397963

口座名義：一般社団法人三田労働基準協会

振込人名の前に講習会月日を付記してください(例 111100カイシャ)

③受講の取消：11月4日までの取消は受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

④出席者は、FAXされた受講票を当日お持ちになり、受付にご提示ください。

8 新型コロナウイルス感染症予防のためマスク着用にて出席をお願いします。また、感染症の状況によっては中止する場合があります。

9 問合先 一般社団法人三田労働基準協会

電話 03(3451)0901 FAX 03(3451)7692

